

令 和 5 年 度 事 業 計 画 書

自 令和 5年4月 1日
至 令和 6年3月31日

I 生活衛生営業振興助成事業（県補助事業）

1 相談指導事業

（1）中央相談指導事業

生活衛生関係営業者の経営の近代化・合理化を推進するため、経営指導員が融資等の相談並びに情報の提供等にあたるとともに、消費者の苦情等に関する相談処理業務を行う。そのほか、生活衛生関係営業者からの専門的相談や各種助成金・補助金の申請手続支援については、説明会・講演会を開催し、専門家が個別に対応するなどして指導・助言を行う。

また、生活衛生関係営業者の生産性向上を図るため、生活衛生関係営業者のIT化のサポート事業を行う。

（2）巡回等相談指導事業

経営指導員及び経営特別相談員は、生活衛生関係営業者の経営の近代化・合理化のための設備改善等にかかる金融面の相談・指導を行うとともに、「生活衛生改善貸付」（衛経貸付）の申込に対する審査と融資後の経営指導を行う。また、日本政策金融公庫との連携を一層密にしていく。

なお、相談者等の利便を考慮し、必要に応じて地域に配慮した形態で相談事業を実施するほか、生活衛生同業組合と連携し、経営全般にわたる相談等にも応じる。

2 生衛業情報化整備事業

ITツールを活用し、各種業務の効率化を図るとともに、クリーニング師研修受講者、クリーニング業務従事者講習受講者及び標準営業約款登録業者を登録する。また、生衛業に係る各種情報の収集・整備と情報の公開を図る。

3 健康・福祉対策推進事業

様々な感染症等拡大防止策や高齢者対策を検討し、生活衛生関係営業者への普及啓発を行う。また、保健所等から講師を招き、生活衛生関係営業者向けに生活習慣病、感染症等対策の講演会等を開催し、衛生水準の維持向上を図る。

II 生活衛生営業振興事業費補助金事業

1 生活衛生同業組合事業

広報等啓発事業

消費者に対して行う広報紙発行や感染症対策などの公衆衛生面に配意した活動など、衛生水準の向上等業界の健全な発展・振興に関する組織的活動を支援するため、その経費の一部を補助する。

2 指導センター事業

(1) 広報事業

消費者ニーズの変化、価値観の多様化を踏まえ、生活衛生関係営業者の事業を支援するため、ホームページにセミナー、相談会等の各種情報を掲載する。また、広報紙やホームページにより、指導センターと各生活衛生同業組合の活動・取組状況を消費者に周知する。

(2) 標準営業約款登録事業

理容業、美容業、クリーニング業、めん類飲食店営業及び一般飲食店営業の標準営業約款登録申請者のための審査会を開催し、該当者の登録事務を行う。また、消費者・利用者等に対しては登録店の利用を推奨するための広報を実施する。

(3) クリーニング師等研修・講習事業

全国指導センターを通じて県からの委託を受け、法令に基づくクリーニング師研修会・業務従事者講習会を研修・講習対象者に案内し、研修・講習会を開催し、クリーニング師及び業務従事者の資質の向上と業界の発展に資する。

III 日本政策金融公庫（生活衛生融資一般貸付）の推せん事務委託事業

日本政策金融公庫の生活衛生融資一般貸付にかかる推せん書交付について、県からの委託を受けて実施する。

IV 全国指導センターからの受託事業

全国指導センターの委託を受け、生活衛生関係営業者の経営状況調査及び景気動向等調査を行う。

V その他の事業

1.7 生活衛生同業組合が相互に連携を保ち、業界振興のための諸事業が展開できるよう組織強化に努める。また、生活衛生同業組合が実施する各種事業を支援する。